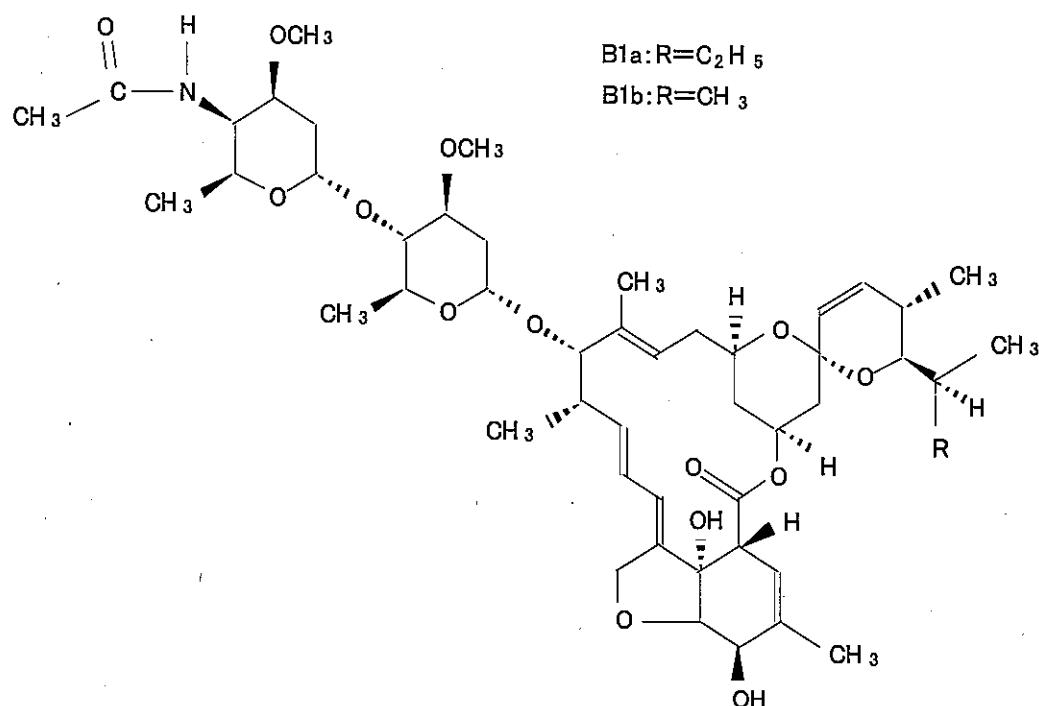


製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤
(エプリネックス トピカル)

(1) 主成分

エプリノメクチン



(2) 対象動物

牛

(3) 用法及び用量

体重1kg当りエプリノメクチンとして500 μ g(本剤として0.1ml)を1回、
牛の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぐ。

(4) 効能又は効果

牛の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

牛: 内部寄生虫—オステルターグ胃虫、クーペリア、毛様線虫、

ネマトジルス、牛鞭虫、牛鉤虫及び牛肺虫

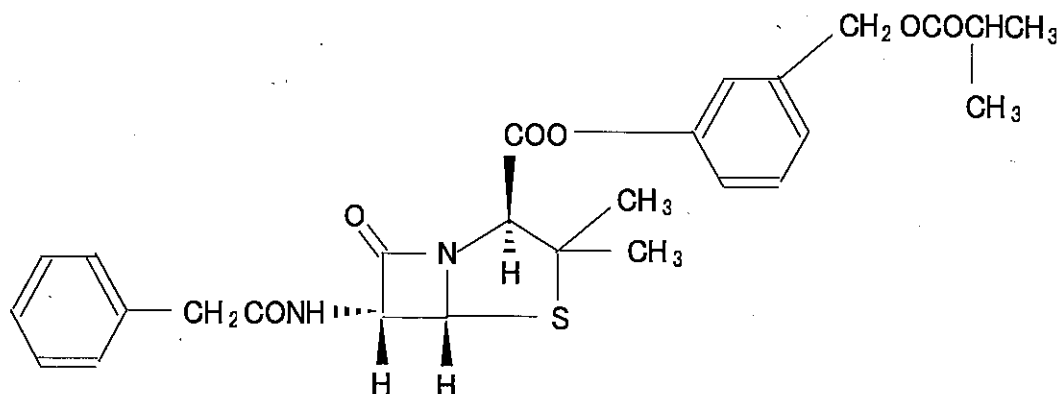
外部寄生虫—疥癬ダニ(食皮ヒゼンダニ)、シラミ及びハジラミ

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定
による上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康
影響評価(食品安全基本法第24条第1項第8号)

再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

- 1 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤
(水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP)

- (1)主成分
トビシリン



- (2)対象動物
すずき目魚類

- (3)用法及び用量
魚体重1kg当たり、1日量トビシリンとして以下の量を餌料に均一に混ぜて
5日間投与する。
すずき目魚類:10万単位

- (4)効能又は効果
ベンジルペニシリン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下。
すずき目魚類:レンサ球菌症

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の
規定による上記動物用医薬品の再審査に際しての当該医薬品の食品健康影響
評価(食品安全基本法第24条第1項第8号)